

令和8年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和8年5月7日(木) 午後2時00分～午後3時01分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤哲也 事務局次長：馬場勇二 主幹兼係長：伊藤慎弥 専門員：佐藤俊郎
農政課係長：牛尾公一 農政課主査：工藤大夢

6. 議事

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 29件

議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 8件

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 1件

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第31号 非農地証明について 8件

副会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時02分)

議長

只今から、令和8年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員

の指名を行います。議事録署名委員は10番 島村宏司委員、12番 後藤恵美子委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第11号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。続いて報告第12号について報告をします。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 29件

議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 8件

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第31号 非農地証明について 8件

以上58案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第25号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 工藤主査

議案第25号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

貸付調書1ページ、1番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年9ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、8年2ヶ月の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページ、6ページ、5番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、8年2ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ、6番の案件は、〇〇〇〇へ、8年2ヶ月間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、7番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書9ページ、8番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書10ページ、9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ、10番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書12ページ、11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、14年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ、12番の案件は〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、13番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ、14番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ、15番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書17ページ、16番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書18ページ、17番の案件は、認定農業者である〇〇〇〇へ、5年11ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書19ページ、18番の案件は、〇〇〇〇へ、5年10ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由

は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書20ページ、19番の案件は、〇〇〇〇へ、7年8ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書21ページ、20番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書22ページ、21番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書23ページ、22番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書24ページ、23番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書25ページ、24番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書26ページ、25番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書27ページ、26番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、6年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書28ページ、27番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書29ページ、28番の案件は、3人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書30ページ、29番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。以上です。

議長

今今、議案第25号について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

他にご意見がないようですので質疑を終結いたします。議案第25号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第25号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の編入について、関連する案件でありますので、1番から6番までを一括して議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の1の1番から6番までの案件は、基盤整備事業に係る農業振興地域農用地への編入のため一括して説明します。

1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇1筆 合計面積3,097平方メートル。

2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇外1筆 合計面積3,282平方メートル。

3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇 面積47平方メートル。

4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇 面積2,509平方メートル。

5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ケ原〇〇〇〇 面積115平方メートル。

6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町馬場字百川〇〇〇〇 面積3,906平方メートル。

以上6件を基盤整備事業に取り組むため、今回編入する計画です。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

1番から6番の農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地として利用を確保するため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の1の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字次倉字瀬ノ口〇〇〇〇 田1筆 面積745平方メートルを 中山間地域等直接支払制度に取り組むため今回編入する農地です。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第26号の1の7について報告します。この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の譲受人が申請地 竹田市直入町大字長湯字筒井〇〇〇〇 面積2,568平方メートルのうち262.3平方メートル宅地とする計画の農地です。農振農用地区域から除外し、その後、転用許可の手続きを予定しています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この変更は、周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第26号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第26号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第26号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時27分)

議長

続いて、議案第27号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の要請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第27号の1番の案件は、公益社団法人大分県農業農村振興公社 から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字塔ノ木〇〇〇〇 畑1筆 面積 4,330平方メートルを農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権移転をするものです。譲受人の経営規模は、61,271平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第27号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター6台、田植え機1台、トラック4台、その他機械類4台を所有しており、野菜、畜産中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第27号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第27号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画の要請については、これを承認することに決定します。

議長

議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字君ヶ園字下矢

倉〇〇〇〇 外3筆 田4筆 合計面積1,987平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,444.91平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第28号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、耕うん機1台を所有しており、稲作、野菜、花き中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めまます。

事務局

議案第28号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字菅生字木ノ上〇〇〇〇 畑1筆 面積2,598平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地のみの2,598平方メートルです。なお、当該農地には農業用倉庫が建っていますが2a未満の農業用施設の届け出を提出済みです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第28号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、その他草刈機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めまます。

事務局

議案第28号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町政所字前久保〇〇〇〇 田4筆 畑1筆 合計面積7,906平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模

は21,700平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第28番の3号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字西原〇〇〇〇 畑1筆 面積1,922平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は32,979平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第28号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター4台、田植機1台所有しており、稲作、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町大平字大平〇〇〇〇 外4筆 畑5筆 合計面積22,602平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は194,634平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第28号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は42人です。農機具は、トラクター5台、耕うん機1台、田植機2台、コンバイン2台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字長小野〇〇〇〇 外2筆 田2筆 畑1筆 面積4,644平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は30,359平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第28号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字上才尾〇〇〇〇 田1筆 面積2,062平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,907平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第28号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台所有しており、稲作中心の自営業兼農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字古市〇〇〇〇 外3筆 田4筆 面積2,583平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は52,346平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第28号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字古市〇〇〇〇 田1筆 面積2,160平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は52,346平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第28号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込ま

れます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よつて、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま。

議長

只今、議案第28号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありますか。
(なしの声あり)

議長

ないようです。質疑を終結いたします。議案第28号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めま。よつて、議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定ま。

議長

続いて議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めま。

事務局

議案第29号1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字白丹字椿山〇〇〇〇 面積2,289平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林用地です。申請者は当該地の獣害がひどく農地としての管理が難しくな。また、転用許可が必要だということを知らず、令和7年3月に植林を行いました。始末書が添付されています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第29号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は、転用許可が必要だということを知らず、植林をしてしまい、悪意はなく反省していることから、原案のとおり許可に相当すると考えま。

議長

只今、議案第29号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありますか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第29号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の1番の案件は、申請地 竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積807平方メートルです。この申請地は第2種農地です。申請地は譲受人が駐車場用地として管理する計画です。転用行為は令和8年6月1日から令和8年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第30号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字上才尾〇〇〇〇 外2筆 田2筆、畑1筆 合計面積1,385平方メートルです。この申請地は第2種農地です。申請地は譲受人が資材置場用地として管理する計画です。排水は自然浸透する計画で、転用行為は令和8年6月1日から令和8年11月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第30号2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると思います

議長

只今、議案第30号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第30号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第31号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議長

1番の案件について、事務局に説明求めます。

事務局

議案第31号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字植木字田平〇〇〇〇 外5筆 登記地目 田5筆 畑1筆 合計面積1,660平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、50数年前は亡き父が耕作していましたが、林野を抱え日当たりが悪く昭和50年頃から農地として管理できなくなり、現況は山林原野となっています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林原野になっています。現状からみて、農地

への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字神原字上大平〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積991平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、遠隔地のため耕作放棄地となり、昭和50年頃に杉を200本植林し山林として管理しています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第31号2番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字市用字市用津留〇〇〇〇 外1筆、登記地目 畑2筆 面積147平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、宅地に接した狭小の畑でしたが、農地としての管理ができなくなり平成元年頃から椿やつつじなど低木を植え管理してきました。現況は宅地の一部となっています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

3番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は宅地の一部になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字志土知字草ケ代〇〇〇〇 外3筆、登記地目 田1筆 畑3筆 面積402平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成17年頃から耕作放棄となり全域にわたって雑木や竹が成育しており現況は山林原野となっています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

4番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町桑木字下後迫〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積3,190平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、昭和60年頃に水路のトンネルが詰まり水が来なくなったため、農地としての管理ができなくなり、現況は原野となっています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

5番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市荻町新藤字中園〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積4,647平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成7年に親族から譲り受け同時期にUターンしてきたが、居住地から遠く農地としての管理ができないまま高齢になり、令和2年に横浜の子どものところに転居しました。現況は原野となっています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

6番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号7番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字栢木字久保〇〇〇〇 登記地目畑1筆 面積896平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が管理していましたが、平成25年に相続した時には、平成10年頃からすでに浄化槽や取り付け道路があり、現況は宅地となっています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

7番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて8番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号8番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市直入町大字長湯字桑畑〇〇〇〇 登記地目畑1筆 面積668平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、獣害がひどく平成8年ごろから農地としての管理ができなくなり、現況は原野となっています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

8番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第31号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第31号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長 全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和8年竹田市農業委員会 第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時01分)